

第54号議案

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、第4条の2」を「第4条の2」に改める。

第12条第5項中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(令和8年法律第43号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。